

後期高齢者医療

限度額適用・標準負担額減額認定の申請について

現在お持ちの認定証の有効期限は平成20年7月31日までです。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
発効期日	
有効期限	
適用区分	
長期入院 該当年月日	保険者印
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	見本

住民税非課税世帯に属する被保険者の方は、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定を申請することによって、入院時の医療機関での自己負担限度額や食事代などを減額することができます。

現在、認定証をお持ちの方は有効期限が平成20年7月31日までとなっていますので、住民税非課税世帯に該当し、引き続き認定証の交付を希望される場合は、お住まいの市町村で再度申請をしてください。

詳しくは、お住まいの市町村または岡山県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

岡山県後期高齢者医療広域連合

電話 (086) 245-0090

いきいきふれあいセンター 保健福祉課

電話 279-7100

負担割合等が変更となる方には被保険者証を送付します！

後期高齢者医療被保険者の皆様には、医療機関の窓口で1割または3割（現役並み所得者）の自己負担をお願いしております。

1割または3割の負担割合等については、毎年8月に所得での判定を行い、見直しを行います。

お手元にある被保険者証の有効期限は平成21年7月31日となっていますが、8月より負担割合等の変更となる方については、7月下旬に新しい被保険者証を送付します。送付のあった方は、現在お手元にある被保険者証は、8月1日以降使用できませんので、いきいきふれあいセンターへ返還してください。

なお、負担割合等の変更がない方については、被保険者証の送付はいたしませんので、現在お手元にある被保険者証を引き続き平成21年7月31日まで使用してください。

該 当 期 間	判 定 対 象 所 得
平成20年7月31日まで	平成19年度（平成18年中）
平成20年8月1日～平成21年7月21日	平成20年度（平成19年中）